



報道機関 各位

記者発表資料
令和3年8月24日（火）
問い合わせ先：指導1課
課長：藤田
担当：山田
電話：829-1660
内線：4057

新学期に向けた新型コロナウイルス感染症対策の徹底及び
学校の教育活動について

現在、変異株（デルタ株）の新規感染者数が全国的に急速に増加している大変厳しい状況の中、新学期を迎えることになりました。しかしながら、学校は、学習機会や学力の保障のみならず、全人的な発達・成長を保障する役割や、子どもたちの居場所、セーフティーネットとしての身体的・精神的な健康を保障するという役割も担っていることから、さいたま市教育委員会では、対面授業とオンライン授業を併せたハイブリッド授業により、2学期を開始することといたしました。

教育委員会といたしましては、学校内での感染拡大防止に向けて、より一層警戒を強め、学校教育活動を円滑に継続してまいります。

記

1 基本方針

- (1) 感染症対策に万全を期して学校の教育活動を継続する。
- (2) 学校における通常授業とタブレット等を活用した自宅でのオンライン授業（双方向での授業）を併せたハイブリッド授業を実施する。（緊急事態宣言期間である令和3年9月12日までの措置とする。）

2 基本的な感染症対策の徹底について

改めて本市マニュアルの内容の確認と徹底を図るとともに、新学期を迎えるに当たり警戒度を高めつつ、保護者の理解と協力を得ながら学校での感染症対策を徹底する。

3 ハイブリッド授業の実施について

2学期の始業から、緊急事態宣言期間中、通常登校を希望する児童生徒には対面授業を行い、登校を控えることを希望する児童生徒にはオンライン授業を実施する。

- ・タブレットの持ち帰りや、必要に応じてルーターの貸与を行う。
- ・オンライン授業への参加は、欠席としない取扱いとする。

4 学校行事について

(1) 始業式等の全校集会

・児童生徒が体育館等に一堂に会することは避け、校内放送やICTを活用する。

(2) 文化祭、体育祭等

・不特定多数の来客を入れるような「一般公開」は実施しない。

(3) 修学旅行等、泊を伴う校外行事

・緊急事態宣言期間である場合は、延期又は中止する。

(4) 遠足等、泊を伴わない校外行事

- ・緊急事態宣言期間である場合は、県境を越えるものについては、延期又は中止する。
- ・県内において実施する場合においては、行事の目的、目的地等の状況、児童生徒の心情等を踏まえ、万全な感染防止対策や保護者の十分な理解を得るなどした上で実施する。

5 部活動について

緊急事態宣言期間中は、活動の規模を週2回以内と縮小し、感染防止対策を徹底して実施する。ただし、感染症対策を講じた上で、なお感染リスクが高い活動については、実施を見送る。

6 給食について

給食については、8月27日(金)から実施する。

問い合わせ先：

【市立小学校・中学校に関すること】	指導1課	電話：829-1660 (内4057)
【市立高等・中等教育学校に関すること】	高校教育課	電話：829-1671 (内4145)
【市立特別支援学校に関すること】	特別支援教育室	電話：829-1667 (内4078)
【保健管理等に関すること】	健康教育課	電話：829-1678 (内4093)